令和８年（フ）第６９８６号
東京都大田区南馬込３丁目８―28―201
債務者　長岡　浩一
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９０号
東京都足立区梅島３丁目19―24―203
債務者　高橋　公子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９１号
東京都江東区南砂４丁目４―17―204
債務者　中山優美子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９２号
東京都西東京市富士町２丁目７―９　モンシャトーK102
債務者　吉野　道明
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９号
熊本県人吉市紺屋町112番地　紺屋町ハイツ201
債務者　川井　　遼
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月20日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

令和８年（フ）第６９２７号
東京都葛飾区四つ木３丁目15―14―104
債務者　三野田　開
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９５５号
東京都足立区扇２丁目37―11―302
債務者　前田千代香
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９８３号
東京都練馬区旭町３丁目19―８―106
債務者　宮本　勝利
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９８７号
東京都品川区西大井１丁目11―14　アネックスC　303
債務者　野本　愛惠
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３８２号
大阪府門真市岸和田４丁目７―14グランクレスト４Ｆ号室、住民票上の住所大阪府大東市御領４丁目３番18号
債務者　伊藤　璃亜（旧姓寺沢）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６０５４号
東京都江東区北砂７丁目４―１―201
債務者　斉藤　勝彦
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月17日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

令和６年（フ）第１７７号
山梨県甲州市塩山上塩後692番地
破産者　株式会社昭和ドレス塩山研究社
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５１８号
東京都日野市大字日野1333番地ボナールＫ弐番館201
破産者　松永　武久
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１３４９号
大阪市西淀川区御幣島２丁目８番28号
破産者　株式会社竹本工業電熱機製作所
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第３４９号
兵庫県姫路市飾磨区上野田３丁目119
破産者　株式会社ジュン工務店
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１８１号
岡山県倉敷市神田２丁目13番22号　サンメゾン神田205号、転居前の住所岡山県倉敷市神田３丁目３番45号
破産者　佐々木大策
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係